

2025 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社トランザクション
代表者名 代表取締役会長 石川 諭
(銘柄コード 7818：東証プライム)
問合せ先 取締役 北山 善也
電 話 03-6861-5577

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を改定することを決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を 2025 年 11 月 27 日開催予定の第 39 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の改定の理由

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

当社は、2019 年 11 月 28 日開催の第 33 期定時株主総会において、第 2 号議案「社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認頂いた上で、本制度を導入しております。

今般、当社グループの中期経営計画の目標達成に向けさらに意欲高く取り組み、より一層当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的向上に資するよう、株式報酬の上限額及び支給される当社普通株式の数の上限株式数について見直しを行うとともに、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）の施行に伴い、譲渡制限付株式の付与を金銭の払込み又は現物出資財産としての金銭債権の給付を要しない方法により行うことを可能とするための必要な改定を行うことにつき株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の改定の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与について、従前のとおり、対象取締役に対する報酬として金銭債権を支給し、対象取締役が金銭債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法に加えて、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資

財産としての金銭債権の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法を可能とするための改定をいたします。また、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額1億5千万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年13万5千株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、中期経営計画の対象期間等その他の要素を考慮し、複数の事業年度にわたる職務執行の対価に相当する分を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度3千万円以内、2万7千株以内での支給に相当すると考えております。

本制度に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本制度に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会の諮問機関である報酬委員会の決定を踏まえ、取締役会において決議いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、本日公表の「社員等に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社の社員並びに当社子会社の取締役及び社員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

以上